

実質化された人・農地プラン

注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
阿賀町	八ツ田地区（八ツ田区）	令和3年3月30日	令和5年12月4日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	6.0 h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	4.4 h a
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	0.6 h a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.6 h a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 h a
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.5 h a
(備考)	

注1：③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「(参考) 中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

2 対象地区の課題

高齢化による離農で、新たな農地の受け手の確保が必要である。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

水田利用は、中心経営体である法人を中心とし、新たな農地の受け手を確保して農地の集積・集約を行っていく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	YT-1	水稻+園芸	0.2 ha	水稻+園芸	0.7 ha	八ツ田地内
認新農	YT-2	養蜂	ha	養蜂	ha	阿賀町内
認新農	YT-3	養蜂	ha	養蜂	ha	阿賀町内
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	3人		0.2 ha		0.7 ha	

注1：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

中山間直払集落協定を中心に、農道水路の改良・維持を行う。
中山間直払集落協定を中心に、花火による追払い活動やその他の鳥獣被害防止対策を行う。
新規就農者の受け入れを行う。

（参考） 農地の貸付け等の意向（任意記載事項）

	農地の所在（地番）	貸付け等の区分（㎡）		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

（留意事項）

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

実質化された人・農地プラン

注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
阿賀町	福取地区（福取区）	令和3年3月30日	－

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	5.8 h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	4.5 h a
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	2.7 h a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2.3 h a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 h a
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.0 h a
(備考)	

注1：③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「(参考) 中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

2 対象地区の課題

高齢化による離農で、新たな農地の受け手の確保が必要である。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

水田利用は、中心経営体である認定農業者を中心とし、新たな農地の受け手を確保して農地の集積・集約を行っていく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	F-1	水稻+園芸	2.1 ha	水稻+園芸	2.1 ha	福取地内
認農	F-2	水稻+園芸	0.1 ha	水稻+園芸	0.1 ha	福取地内
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	2人		2.2 ha		2.2 ha	

注1：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

中山間直払集落協定を中心に、農道水路の維持を行う。
個人による花火での追払い活動や電気柵の導入等の鳥獣被害防止対策を行う。

（参考） 農地の貸付け等の意向（任意記載事項）

	農地の所在（地番）	貸付け等の区分（㎡）		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

（留意事項）

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

実質化された人・農地プラン

注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
阿賀町	田沢地区（田沢区）	令和3年3月30日	－

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	4.3 h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	2.9 h a
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	1.2 h a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.2 h a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 h a
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.0 h a
(備考)	

注1：③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「(参考) 中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

2 対象地区の課題

高齢化による離農で、後継者や新たな農地の受け手の確保が必要である。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

水田利用は、後継者や新たな農地の受け手を確保して農地の集積・集約を行っていく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
	T-1	水稻+園芸	0.8 ha	水稻+園芸	0.8 ha	田沢地内
	T-2	園芸	0.3 ha	園芸	0.3 ha	田沢地内
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	2人		1.1 ha		1.1 ha	

注1：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

個人による花火での追払いや電気柵の導入等の鳥獣被害防止対策を行う。
各人が後継者の育成等、担い手確保対策を行う。

（参考） 農地の貸付け等の意向（任意記載事項）

	農地の所在（地番）	貸付け等の区分（㎡）		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

（留意事項）

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

実質化された人・農地プラン

注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
阿賀町	八木山地区（八木山区）	令和3年3月30日	－

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	7.7 h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	4.4 h a
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	0.9 h a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.8 h a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 h a
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.0 h a
(備考)	

注1：③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「(参考) 中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

2 対象地区の課題

高齢化による離農で、中心経営体である農業者へ集積されてきているが、他部門との兼ね合いからこれ以上の集積は難しいため、後継者や新たな農地の受け手の確保が必要である。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

水田利用は、後継者や新たな農地の受け手を確保して農地の集積・集約を行っていく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
	Y-1	水稻+園芸	0.8 ha	水稻+園芸	0.8 ha	八木山地内
認農	Y-2	水稻+畜産	0.8 ha	水稻+畜産	0.8 ha	八木山地内
認農	Y-3	水稻+畜産	0.7 ha	水稻+畜産	0.7 ha	八木山地内
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	3人		2.3 ha		2.3 ha	

注1：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

中山間直払集落協定を中心に、花火による追払い活動やその他鳥獣被害対策を行う。
中山間直払集落協定を中心に、機械の共同利用を行う。
各人が後継者の育成をする等に取り組んでいく。

（参考） 農地の貸付け等の意向（任意記載事項）

	農地の所在（地番）	貸付け等の区分（㎡）		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

（留意事項）

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

実質化された人・農地プラン

注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
阿賀町	倉ノ平地区（倉ノ平区）	令和3年3月30日	－

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	6.9 h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	4.1 h a
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	4.4 h a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.4 h a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 h a
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.0 h a
(備考)	

注1：③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「(参考) 中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

2 対象地区の課題

高齢化による離農で中心経営体である農業者へ集積されてきているが、後継者がいないため、今後は新たな農地の受け手の確保が必要である。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体の他、新たな農地の受け手を確保して農地の集積・集約を行っていく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	K-1	水稻+園芸	1.7 ha	水稻+園芸	1.7 ha	倉ノ平地内
	K-2	水稻	1.3 ha	水稻	1.3 ha	倉ノ平地内
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	2人		3.0 ha		3.0 ha	

注1：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

中山間直払集落協定を中心に、農道水路の改良・維持を行う。
他地区農業者への利用権設定や作業委託を検討していく。

（参考） 農地の貸付け等の意向（任意記載事項）

	農地の所在（地番）	貸付け等の区分（㎡）		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

（留意事項）

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

実質化された人・農地プラン

注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
阿賀町	花立地区（花立区）	令和3年3月30日	－

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	4.3 h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	3.8 h a
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	0.2 h a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.2 h a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 h a
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.0 h a
(備考)	

注1：③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「(参考) 中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

2 対象地区の課題

高齢化による離農で中心経営体である花立農地維持組合へ集積されてきているが、今後は新たな農地の受け手の確保が必要である。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

花立農地維持組合を中心に新たな農地の受け手を確保し、農地の集積・集約を行っていく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
	H-1	水稻	2.1 ha	水稻	2.1 ha	花立地内
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	1人		2.1 ha		2.1 ha	

注1：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

中山間直払集落協定を中心に、農道水路の改良・維持を行う。
中山間直払集落協定や花立農地維持組合を中心に、新たな農地の受け手の確保について話し合いを行っていく。

（参考） 農地の貸付け等の意向（任意記載事項）

	農地の所在（地番）	貸付け等の区分（㎡）		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

（留意事項）

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

実質化された人・農地プラン

注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
阿賀町	野村地区（野村区）	令和3年3月30日	－

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	17.9 h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	12.4 h a
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	1.0 h a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.0 h a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 h a
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.0 h a
(備考)	

注1：③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「(参考) 中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

2 対象地区の課題

高齢化による離農で中心経営体である法人へ集積されてきているが、今後は新たな農地の受け手の確保が必要である。また、ほ場条件が悪い場所もあるため、改善が必要である。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体の他、新たな農地の受け手を確保して農地の集積・集約を行っていく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認新農法	N-1	水稻	4.3 ha	水稻	4.3 ha	津川・上川地内
認農法	N-2	水稻	2.3 ha	水稻	2.3 ha	津川・上川地内
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	2人		6.6 ha		6.6 ha	

注1：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

中山間直払集落協定を中心に、花火による追払い活動等鳥獣被害防止対策を行う。
ほ場条件の改善について地区で話し合っていく。

（参考） 農地の貸付け等の意向（任意記載事項）

	農地の所在（地番）	貸付け等の区分（㎡）		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

（留意事項）

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

実質化された人・農地プラン

注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
阿賀町	天満地区（天満区）	令和3年3月30日	－

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	10.9 h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	7.2 h a
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	4.8 h a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.6 h a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 h a
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.0 h a
(備考)	

注1：③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「(参考) 中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

2 対象地区の課題

高齢化による離農で中心経営体である農業者へ集積されてきているが、後継者がいないため、今後は後継者の育成や新たな農地の受け手の確保が必要である。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体の他、後継者や新たな農地の受け手を確保して農地の集積・集約を行っていく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	T-1	水稻	2.3 ha	水稻	2.3 ha	天満地内
	T-2	水稻	1.0 ha	水稻	1.0 ha	天満地内
	T-3	水稻	1.0 ha	水稻	1.0 ha	天満地内
	T-4	水稻	0.7 ha	水稻	0.7 ha	天満地内
認農	T-5	水稻+園芸	0.7 ha	水稻+園芸	0.7 ha	天満地内
認農法	T-6	水稻	0.4 ha	水稻	0.4 ha	上川・津川地内
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	6人		6.1 ha		6.1 ha	

注1：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

中山間直払集落協定を中心に、農道水路の改良・維持を行う。
担い手確保対策として、地域内農業者の後継者育成や他地区農業者への作業委託等の検討等を行っていく。

（参考） 農地の貸付け等の意向（任意記載事項）

	農地の所在（地番）	貸付け等の区分（㎡）		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

（留意事項）

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

実質化された人・農地プラン

注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
阿賀町	津川地区（広沢区、津川1～3区・平堀区、九島区）	令和3年3月30日	令和5年12月4日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	85.1 h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	75.5 h a
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	41.6 h a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	38.7 h a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 h a
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	9.0 h a
(備考)	

注1：③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「(参考) 中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

2 対象地区の課題

高齢化による離農で中心経営体である農業者へ集積されてきているが、現農業者も高齢化してきており、後継者の育成や今後は新たな農地の受け手の確保が必要である。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

津川土地改良区中心に、農地利用の調整を行い、新たな農地の受け手を確保して農地の集積・集約を行っていく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	T-1	水稲	12.8 ha	水稲	12.8 ha	津川地内
認農	T-2	水稲+園芸	12.3 ha	水稲+園芸	12.3 ha	津川地内
認新農法	T-3	水稲	11.3 ha	水稲	15.3 ha	津川・上川地内
認農法	T-4	水稲	7.6 ha	水稲	7.6 ha	津川・上川地内
認農	T-5	水稲	2.4 ha	水稲	0.4 ha	津川・上川地内
認農	T-6	水稲	2.6 ha	水稲	2.6 ha	津川・上川地内
認農	T-7	水稲	2.3 ha	水稲	2.3 ha	津川地内
認農	T-8	水稲	2.0 ha	水稲	2.0 ha	津川地内
	T-9	水稲	2.0 ha	水稲	2.0 ha	津川地内
認農	T-10	水稲	1.9 ha	水稲	2.9 ha	津川地内
認農	T-11	水稲	1.8 ha	水稲	1.8 ha	津川地内
認農	T-12	水稲	1.7 ha	水稲	1.7 ha	津川地内
認農	T-13	水稲	1.7 ha	水稲	2.7 ha	津川地内
	T-14	水稲	1.3 ha	水稲	1.3 ha	津川地内
	T-15	水稲	1.2 ha	水稲	1.2 ha	津川地内
認農	T-16	水稲	1.2 ha	水稲	1.2 ha	津川・上川地内
	T-17	水稲	1.2 ha	水稲	1.2 ha	津川地内
	T-18	水稲	1.1 ha	水稲	1.1 ha	津川地内
	T-19	水稲	1.1 ha	水稲	1.1 ha	津川地内
	T-20	水稲	1.1 ha	水稲	1.1 ha	津川地内
認農	T-21	水稲	1.0 ha	水稲	1.0 ha	津川地内
認新農	T-22	水稲	0.4 ha	水稲	3.4 ha	津川地内
	T-23	水稲	1.0 ha	水稲	3.0 ha	津川・上川地内
			ha		ha	
計	23人		73.0 ha		82.0 ha	

注1：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

農道水路の改良・維持を行う。
学習会や環境診断等により鳥獣被害防止対策について検討し、対策していく。
スマート農業について学習会や研修等を通して検討していく。
ほ場整備について学習会や研修等を通して検討していく。

（参考） 農地の貸付け等の意向（任意記載事項）

	農地の所在（地番）	貸付け等の区分（㎡）		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

（留意事項）

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

実質化された人・農地プラン

注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
阿賀町	奥田地区（奥田区）	令和3年3月30日	-

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	3.5 h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	1.9 h a
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	1.4 h a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.4 h a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 h a
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.0 h a
(備考)	

注1：③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「(参考) 中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

2 対象地区の課題

高齢化による離農により認定農業者へ農地が集積されてきているが、今後は新たな農地の受け手の確保が必要である。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体である認定農業者のほか、新たな農地の受け手を確保し、農地の集積・集約を行っていく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	O-1	水稻	1.1 ha	水稻	1.1 ha	津川地内
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	1人		1.1 ha		1.1 ha	

注1：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

新たな農地の受け手の掘り起こしを行う。

（参考） 農地の貸付け等の意向（任意記載事項）

	農地の所在（地番）	貸付け等の区分（㎡）		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

（留意事項）

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

実質化された人・農地プラン

注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
阿賀町	上ノ山地区（上ノ山区）	令和3年3月30日	-

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	2.4 h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	1.2 h a
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	0 h a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0 h a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0 h a
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0 h a
(備考)	

注1：③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「(参考) 中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

2 対象地区の課題

認定農業者へ農地が集積されてきているが、今後は後継者育成が必要である。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体である認定農業者に集積・集約を行っていく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	U-1	水稻	0.6 ha	水稻	0.6 ha	津川地内
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	1人		0.6 ha		0.6 ha	

注1：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

後継者の育成を行う。

（参考） 農地の貸付け等の意向（任意記載事項）

	農地の所在（地番）	貸付け等の区分（㎡）		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

（留意事項）

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

実質化された人・農地プラン

注：本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
阿賀町	西・赤岩地区（西区、赤岩区）	令和3年3月30日	－

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	4.2 h a
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	2.8 h a
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	0.1 h a
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0.1 h a
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0 h a
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.0 h a
(備考)	

注1：③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「(参考) 中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

2 対象地区の課題

高齢化による離農で中心経営体である法人へ集積されているが、獣害等により現在の契約が終了した後には地区からの撤退の意向があるため、新たな農地の受け手の確保が必要である。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

新たな農地の受け手を確保して農地の集積・集約を行っていく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A-1	水稻	1.8 ha	水稻	1.8 ha	阿賀地内
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	1人		1.8 ha		1.8 ha	

注1：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

他地区農業者等への利用権設定や作業委託を検討していく。

（参考） 農地の貸付け等の意向（任意記載事項）

	農地の所在（地番）	貸付け等の区分（㎡）		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

（留意事項）

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。